

令和6年度 砺波工業高等学校 いじめ防止基本方針

富山県立砺波工業高等学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた（児童）生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。児童生徒の尊厳を保持するために、いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた（児童）生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・ 砺波地域からの入学者が80%以上を占めてはいるが、中学時からの人間関係がそれほど強くない。高校での部活動での繋がりが強い。
- ・ 女子生徒が少人数であるため、一旦仲間グループから離脱すると居場所が見つけない状態にある。
- ・ ほとんどの生徒がスマートフォンを所持している。

2 課題

- ・ 独特の価値観を持ち集団に溶け込めなかったり、コミュニケーションの取り方に苦労し孤立傾向にある生徒が少なからず見られる。
- ・ 他者に対する言動に配慮を欠く生徒が散見される。安易な発言が相手の気分を害したり心を傷つけたりする場合もあり、トラブルに発展していくケースも見られる。
- ・ 情報モラルやネットリテラシーの欠如から「不適切な投稿」について、県実施のネットパトロールから年に数回ではあるが報告がある。

このような現状と課題を踏まえつつ、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの問題に対応するための組織を設置するとともに、いじめの未然防止等のための対策を行う。

Ⅲ いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ対策委員会」を設置する。

○ 構成員

- ・ 管理職、関係学年主任及び担任、生徒指導主事、保健厚生部長、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係学科長、授業担当、部活動顧問、SCやSSW、その他事案に関係する教職員

※ PTAや心理、福祉の専門家、弁護士等の外部専門家等、さらに事案対応時には、部活動顧問等を必要に応じて追加

○ 役割

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - ② 本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
 - ③ 教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解、意識啓発（校内研修会）
 - ④ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意識聴取
 - ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の通報先・相談窓口
 - ⑥ 事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ⑦ いじめ及びいじめの疑いの事案への対応
 - ⑧ いじめ重大事態の発生時の対応(必要に応じて外部専門家を追加し対応にあたる)
- ※ いじめ重大事態の発生については、教育委員会に直ちに報告し、連携して対応
- ⑨ 本校いじめ防止基本方針の点検・見直し

2 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識で、いじめの未然防止に取り組む。

○ 具体的な対応策

- ① 分かる授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育てる）に努める。
- ② 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ③ 自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。
- ④ いじめ防止の啓発に向け、いじめ問題について考えたり、話し合うHR活動等を企画するなど、生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
- ⑤ 道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを生徒に対して教える取組を推進する。
- ⑥ ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も計画的に取り入れる。
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な生徒へは、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲生徒に対する指導を行う。

※特に配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む特性のある生徒、性同一性障害や性的

指向・性自認に係る生徒等

- ⑧ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、疑いも含めて積極的に認知する。

○ 具体的な対応策

- ① 朝のST（ショートタイム）時、生徒の様子に目を配り、気になる生徒に対しては、声かけや面談を迅速かつ適切に行う。
 - ② 休み時間や放課後に、担当を決めて巡回する。特に、いじめ被害の心配がある生徒の周囲には、十分配慮する。
 - ③ クラスの生徒に、孤立ぎみの生徒や嫌な思いをしている生徒がいないかなど、人間関係の状況把握に努める。
 - ④ 学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から情報を収集し、些細なことでもすぐに周りの先生（学年主任、生徒指導主事、管理職 等）に伝え、教職員間で情報を共有する。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
 - ⑤ アンケート調査（いじめ・被害調査）や教育相談（個人面談）を定期的に行い、早期発見に努める。いじめ等に関する情報や心配なことは全て、速やかに（当日中に）周りの先生（学年主任、生徒指導主事、管理職 等）、そして、「学校いじめ対策組織」に報告する。また、調査に基づいた教育相談の充実を図る。
- ※アンケート原本、面談記録等は生徒が卒業するまで、結果をまとめた資料や報告書は5年間保存。
- ⑥ 保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ通報・相談窓口」を周知する。
 - ⑦ Q-Uアンケート調査を年1回行い、早期発見に努めるとともに、調査に基づいた教育相談の充実を図る。

4 いじめ事案への対処

いじめやいじめの疑いを認知した場合には、直ちに担任、学年主任、生徒指導主事等で情報を共有するとともに、迅速にいじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全確保を行う。同時に「学校いじめ対策組織」を活用して、関係生徒に対する事情確認並びに適切な指導等を行うとともに、家庭や教育委員会、関係機関とも連携し、組織的に対応する。

○ 具体的な対応策

- ① 被害生徒に対しては、本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。
- ② 聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握を（正確かつ迅速に）行い、いじめの原因や背景を把握する。
- ③ 指導方針の明確化を図り、教職員の緊密な情報交換や共通理解及びチームによる対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録）
- ④ 教育委員会へ連絡する。（必要に応じ児童相談所、警察署等にも連絡する）
- ⑤ 被害生徒、加害生徒の保護者へ学校が把握した事実及び対応策等を知らせる。（全容把握に時間がかかる場合は、途中経過について適時報告）
- ⑥ ネットいじめについては、書き込みを確認・保存し、書き込んだ生徒に削除させるこ

- とや、サイト管理者への削除要請を行うことで、拡散の防止に努める。
- ⑦ 生徒の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがあるなど重大ないじめ事案等は直ちに警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ生徒を対象としたいじめの再発や類似のいじめの発生を防止する。なお、いじめの加害者と被害者が入れ替わる、いじめの対象が変わるなど、形態を変えていじめが継続することがあることに注意する。

- 具体的な対応策
- ① 校長をはじめ全ての教職員がそれぞれの教育活動において、いじめの問題に関する積極的な指導を行う。
 - ② お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする生徒を育成する指導等の充実に努める。
 - ③ ホームルーム活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
 - ④ 生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
 - ⑤ いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援、指導を行う。
- ※いじめが「解消している」状態の判断
- ・ いじめに関わる行為が相当の期間（少なくとも3か月）止んでいること
 - ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談によって確認）
- ⑥ 生徒の変化を定期的に確認・検証しながら継続して支援し、必要に応じて支援策を修正する。
 - ⑦ 「学校いじめ防止基本方針」や「学校いじめ対策組織」が、いじめを受けた生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを生徒が認識できる取組を推進する。

6 地域や家庭との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した取組を推進する。

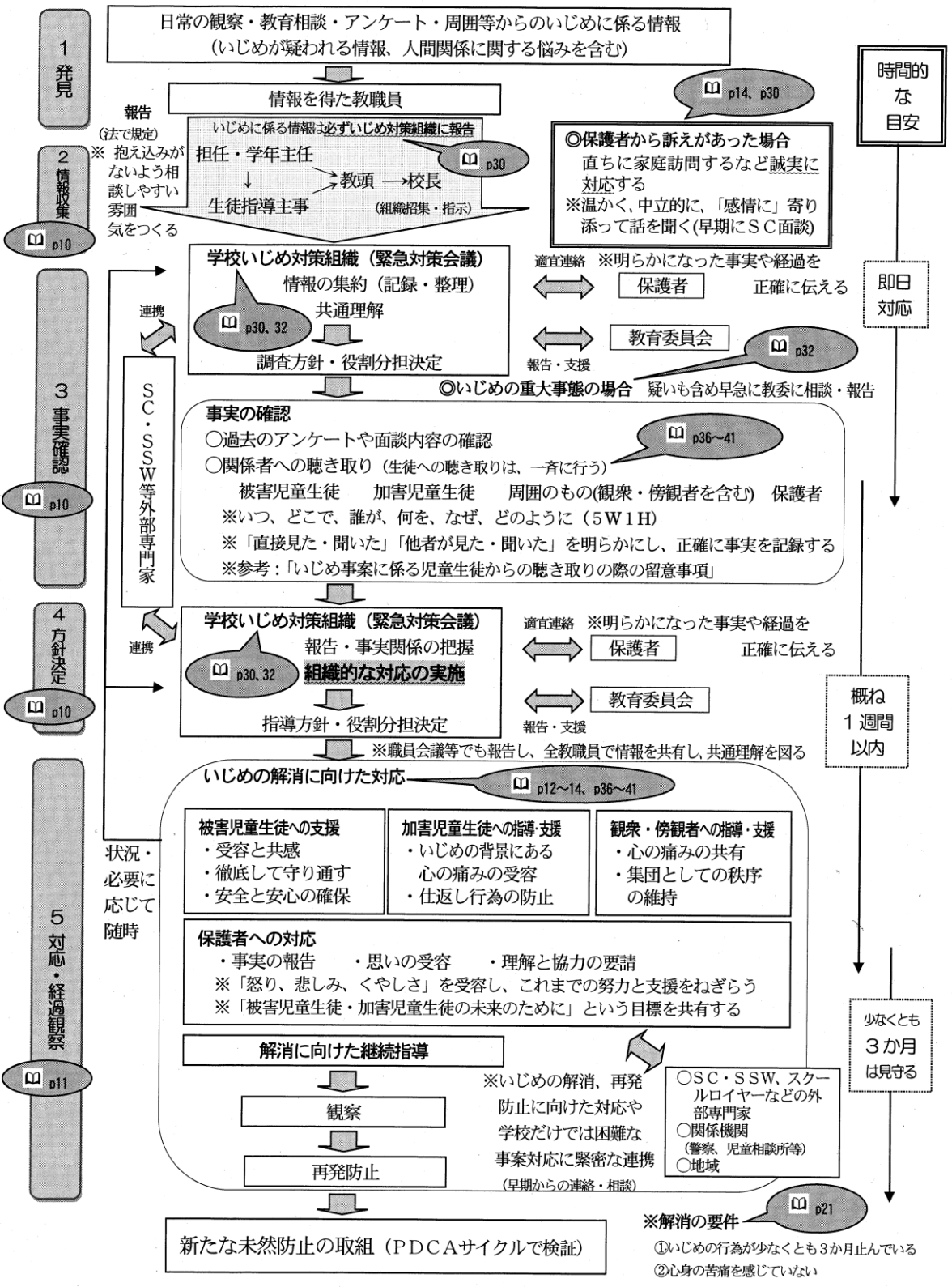
- 具体的な対応策
- ① 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。（入学時や各年度の開始時にいじめ基本方針の内容を説明する）
 - ② 家庭訪問や学年・学級だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
 - ③ いじめが起きた場合には、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
 - ④ PTAや学校評議員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
（PTA総会、学級懇談会、学校評議員会等）
 - ⑤ 保護者に対して、インターネット上のいじめの事例を紹介するなど、情報モラルの啓発活動を行い、ネットの危険性についての理解を深める。

IV 年間計画

いじめ防止に向けた取組						
月	対策委員会	調査	面接	校内研修会	生徒会活動	その他
4月	○ ※新学期に向けての対策		○(全員対象) ※面接週間			学校基本方針の説明(入学式) PTA総会 (保護者への啓発)
5月			○(全員対象) ※5～6月			
6月		○ いじめ・被害調査			○(おもしろい週間) ※掲示物での呼びかけ	
7月	○ ※1学期の反省・評価	○ Q-Uアンケート	三者面談 (一部対象)	○		ネット・スマホ教室
8月					スキルアップ週間と兼ねて	
9月	○ ※新学期に向けての対策	○ 高校生活アンケート	○(全員対象) ※面接週間			
10月			○(全員対象) ※10～11月			
11月		○ いじめ・被害調査			○(おもしろい週間) ※掲示物での呼びかけ	公開・互見授業
12月	○ ※2学期の反省・評価		三者面談 (一部対象)	○		
1月	○ ※新学期に向けての対策	○ 高校生活アンケート				
2月		○ いじめ・被害調査	○(一部対象)		○(おもしろい週間) ※掲示物での呼びかけ	
3月	○ ※学年末の評価					
備考	・定例6回 ・緊急時には随時対応	・Q-Uは1回 ・被害は3回 ・高校生活アンケートは2回		・年度内 2回実施		

いじめ事案対応フローチャートモデル(組織対応の流れ) 富山県教育委員会 (令和3年2月8日 改訂)

☒ は、「改訂版 いじめ対応ハンドブック」(令和3年1月発行)の該当ページ



＝「いじめのない学校づくり」8つの基本方策＝

富山県教育委員会

方策1

教職員と児童生徒、児童生徒相互の良好な人間関係づくりの推進

日頃の触れ合いを通して、児童生徒一人一人のよさや可能性を積極的に見付け、児童生徒の理解を深める。また、児童生徒が互いのよさや違いを認め合い、支え合う機会を設定し、自己存在感や自己有用感を高める。



方策2

「SOSの出し方に関する教育」の推進

不安や悩みを抱えたときに、速やかに周囲に助けを求めることができるようにする。また、助けを求められたときに、周囲の大人に伝えるなど、必要な支援につなぐことができるようにする。



方策3

「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の活用

いじめ対応ハンドブックの活用を通して、地域と関係諸団体、学校がいじめ問題について共通の認識をもち、連携を図りながら、地域ぐるみでいじめ問題に対応する。



子供が安心して学校生活ができる

【重点1：未然防止】

いじめの未然防止として、いじめが起きにくい学校、学級の雰囲気をつくる。

【重点2：早期発見・対応】

いじめを早期に発見し、重大な事態になる前に、早期かつ適切に対応する。

【重点3：再発防止】

いじめ解消後も、組織的に十分な見守り等の支援を続け、再発防止に努める。



方策4

「24時間いじめ相談電話」等の相談機関の周知

悩みを抱えたときに、外部の専門機関等に相談できるよう、相談機関等の周知の徹底を図る。

【相談機関の例】

- ・24時間子供SOSダイヤル
- ・ヤングテレホンコーナー
- ・ワンストップ支援センター等



方策5

チームによる校内支援体制の充実

学校いじめ防止基本方針に基づき、学校の教育相談コーディネーターを中心に、専門家や関係機関等との連携を図り、いじめ問題の解決に向け、校内のチームによる支援体制を構築する。

方策6

「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー」等の専門家の活用

外部の専門家を活用して、問題を抱えた子供の心のケアや、置かれた環境に働きかける。また、法的な側面からの適切な助言を受けるなどして、いじめ問題に適切に対応する。



方策7

「学校ネットルールづくり」の推進

児童会や生徒会が中心となって、子供がルールの見直しを含むネットルールづくりに主体的に取り組むことで、ネット利用について、自分の問題として考える機会をつくる。



方策8


「ネットトラブル防止等研修会」等の実施

ネットトラブルに詳しい専門家を講師に招いて、最新のネット事情や対処方法等に関する研修会を実施するなど、未然防止や学校の対応力の向上、保護者への啓発を図る。



基本方策の具体的な実践事例

(実践事例を参考に、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校の実情に応じて実施してください。)

<p>方策1</p> <p>教職員と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係づくりの推進</p> <p>○あらゆる機会を捉えた人間関係づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員は、授業をはじめ普段の学校生活における子供の活動の様子などを観察し、そのことを教職員同士で共有するとともに、肯定的な言葉がけによって、子供が自己存在感や自己有用感を感じられるようにする。 <p>○異年齢の交流活動やボランティア活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異年齢の交流活動を実施する場合には、年間計画を立てて、例えば、月に1回、6年生と2年生、5年生と1年生、4年生と3年生の組合せで行う。また、主体的に取り組む活動となるように、その活動の計画や振り返りの時間を確保する。 <p>活動例：縦割り清掃活動 地域清掃ボランティア活動 等</p>	<p>方策2</p> <p>「SOSの出し方に関する教育」の推進</p> <p>○SOSの出し方に関する授業の実施</p> <p>ねらい：不安や悩みを抱えたととき、相談することの心理的抵抗感について考えることで、必要なときに相談できるとよいことを理解する。</p> <p>展開：①Aさんが悩みを相談できない理由を(a)(b)に記入し、グループで話し合う。</p> <p>②Aさんが誰かに相談すると、どんなよいこととがあるか話し合い、グループ等で意見と共有する。</p> <p>③悩んでいるAさんにどのような言葉がけをするか考え、グループ等で話し合い、意見を共有する。</p> <p>例) 誰もこのつらさを分かってくれない。</p> <p>Aさん</p> <p>(a)</p> <p>(b)</p>	<p>方策3</p> <p>「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の活用</p> <p>○ハンドブックを用いた校内研修の実施</p> <p>例) 1) 読み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法に基づいたいじめの認知と対応について、認識と理解に努める。 ・対応方法の共通理解を図り、組織的対応の強化を図る。 <p>例) 2) グループ討議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修資料「ケースに学ぶ」(p49～)を用いた討議をし、様々な視点から、見立てや手立てについて、教員同士で話し合う。また、話し合ったことをグループ内で共有し、理解を深める。 <p>例) 3) 若手教員の研修資料として活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の基本的対応の方針や流れを確認する。 ・一人で抱え込まないように組織的対応の大切さを認識する。 	<p>方策4</p> <p>「24時間いじめ相談電話」等の相談機関の周知</p> <p>○児童生徒に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を示す啓発カード等を児童生徒に配付するときには、相談することの大切さや相談機関の情報(相談方法、受付時間等)を一言添えて配付する。 ・学校に配付されている主な相談専門機関一覧表等を児童生徒がいつでも確認できるように、目につきやすい場所に掲示する。 <p>○保護者に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会やPTA行事等、保護者が来校するときに主な相談専門機関一覧表等について配付し、専門機関等の周知を図る。
<p>方策5</p> <p>チームによる校内支援体制の充実</p> <p>○教育相談コーディネーターの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連絡調整、校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催に係る連絡調整等を担当する教員を位置付ける。 <p>＜チームによる支援＞</p> <p>①ケース会議を行い、支援策を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携する。 <p>②チームによる支援の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と分析から、アセスメント(見立て)を行い、目標や支援策を検討し、決定する。 <p>③子供の反応や変化を定期的に確認・検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて支援策を具体的に修正する。 	<p>方策6</p> <p>「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクロイヤー」等の専門家の活用</p> <p>○専門家の職務に関する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー(SC) ・スクールソーシャルワーカー(SSW) <p>解決していく心の専門家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供や家族の抱えかけ、不安等の心の問題を改善、 ・スクールソーシャルワーカー(SSW) ・家庭等の環境に働きかけ、よりよい教育環境づくりのためにネットワークを築く社会福祉の専門家 ・スクールロイヤー(SL) ・子供の最善の利益を念頭に置きつつ、法的観点から学校に助言を行う弁護士 <p>○専門家との連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の連携についての理解 ・それぞれの専門性を生かした分担や連携の実施 ・児童生徒や保護者への周知 ・学校だよりや各学校のホームページ等を通じ、SSWによる支援を実施していることを周知 	<p>方策7</p> <p>「学校ネットルールづくり」の推進</p> <p>＜ネットルールづくりの取組(中学校、高等学校の例)＞</p> <p>取組の手順</p> <ol style="list-style-type: none"> ①実行委員会の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会執行部と各学年代表で構成 ②アンケートの実施 ③「学校ネットルール」原案作成 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの集計結果から、実態の分析・意見交換を通して作成する。 ④学級会による「学校ネットルール」の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級で原案に具体的なルールを加える。 ⑤「学校ネットルール」の決定・発議会 <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会が各学級の意見を踏まえ決定する。 ・全校集会で提示する。 ⑥「学校ネットルール」の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・3年毎に見直しの取組を行う。 	<p>方策8</p> <p>「ネットトラブル防止等研修会」等の実施</p> <p>具体的な内容</p> <p>下記の研修会等の活用をはじめ、専門家に最新ネット事情について講演をしてもらうなど、ネットトラブル防止対策の推進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)e-ネット安心講座 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者、教職員を対象としたネットトラブル防止啓発研修会 ・e-ネットキャリアハブPlus (2)e-ネットキヤラハブPlus <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、教職員を対象とした、ネットトラブル防止啓発に加え、フィルタリング設定について説明する研修会 (3)インターネット安全教室 <ul style="list-style-type: none"> ・IPA独立行政法人情報処理推進機構が主催し、教育関係者、児童生徒を対象としたインターネットの安全利用について説明する研修会